

居宅介護支援事業所あすかビレッジ運営規程

(事業の目的)

第1条 医療法人医仁会が開設する居宅介護支援事業所あすかビレッジ(以下「事業所」という。)が行う指定介護支援の事業(以下「事業」という。)の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護支援専門員(以下「介護支援専門員」という。)が、要介護状態にある高齢者等に対し、適正な指定居宅介護支援を提供する事を目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業所の介護支援専門員は、要介護者等の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活をいとなむことができるように配慮して行う。

2 事業の実施に当たっては、利用者の心身の状況やその環境に応じて、利用者の意向を尊重し適切な保健医療サービス及び福祉サービス、該当地域の住民による自発的な活動など多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行う。

3 事業の実施に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、特定の種類又は特定の居宅サービス事業者に不当に偏ることのないよう公正中立に行う。

4 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域包括支援センター、他の指定居宅介護支援事業者、介護保険施設との連携に努める。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

(1) 名称 居宅介護支援事業所 あすかビレッジ

(2) 所在地 愛知県丹羽郡大口町新宮一丁目129番地

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

(1) 管理者 1名(常勤兼務職員、介護支援専門員と兼務)

管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行なう。

(2) 介護支援専門員 6名以上

介護支援専門員は、指定居宅介護支援の提供に当たる。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

(1) 営業日 営業日 月曜日から土曜日までとする。ただし、国民の祝日に関する法律に定める休日及び12月30日から1月3日までを除く。

(2) 営業時間 午前9時から午後5時までとする。

(居宅介護支援の提供方法、内容及び利用料等)

第6条 指定居宅介護支援の提供方法及び内容は次のとおりとし、指定居宅介護支援を提供した場合の利用料の額は、介護報酬の告示上の額とする。

(1) 利用者の相談を受ける場所 第3条に規定する事業所内

- (2) 使用する課題分析票の種類 「居宅サービス計画ガイドライン」
- (3) サービス担当者会議の開催場所 第3条に規定する事業所内または自宅
(本人が生活している居住場所とする)
- (4) 介護支援専門員の居宅訪問頻度 最低月1回
- (5) モニタリングの結果記録 1ヶ月に1回

2 次条の通常の事業の実施地域を越えて行なう指定居宅介護支援に要した交通費は、その実費をし徴収する。なお自動車を使用した場合の交通費は、次の額を徴収する。

- (1) 実施地域を越えた地点から、片道10キロメートル未満 500円
- (2) 実施地域を越えた地点から、片道10キロメートル以上 1,000円
- (3) 第2項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名(記名押印)を受けることとする。

(通常の事業の実施地域)

第7条 通常の事業の実施地域は、大口町、扶桑町、小牧市、犬山市、江南市、春日井市、岩倉市
(事故発生時の対応)

第8条 介護支援専門員は、利用者に対する指定居宅介護支援の提供により事故が発生した場合には速やかに市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な処置を講じ、管理者に報告しなければならない。

(苦情処理)

第9条 事業所は、利用者からの苦情があった場合は、速やかに、解決に向けて調査を実施し、市町村、利用者の家族、サービス事業所等に連絡を行うとともに必要な処置を講じる。

(個人情報保護)

第10条 事業所は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し適切な取り扱いに努める。

2 事業所が得た利用者の個人情報については、事業所での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその代理人の了解を得るものとする。

(虐待防に関する事項)

第11条 事務所は利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待を防止するために従業者に対する研修の実施
- (2) 利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備
- (3) その他虐待防止のために必要な措置

2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業員又は養護者による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(その他運営についての留意事項)

第12条 指定居宅介護支援は、介護支援専門員の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、又、業務体制を整備する。

(1) 採用時研修 採用後3ヶ月以内

(2) 継続研修 年2回

2 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容に含むものとする。

4 事業所は、適切な居宅介護支援を提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の職業環境が害されることを防止するための方針を明確化等の必要な措置を講じるものとする。

5 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は医療法人医仁会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

付 則

この規程は、平成14年 4月 1日から施行する。

この規程は、平成18年12月 1日から施行する。

この規程は、平成19年 1月 1日から施行する。

この規程は、平成19年 2月 1日から施行する。

この規程は、平成19年 5月 1日から施行する。

この規程は、平成19年 5月11日から施行する。

この規程は、平成19年 8月 1日から施行する。

この規程は、平成19年 8月11日から施行する。

この規程は、平成20年 3月 1日から施行する。

この規程は、平成20年 4月11日から施行する。

この規程は、平成20年 9月 1日から施行する。

この規程は、平成20年10月20日から施行する。

この規程は、平成20年11月11日から施行する。

この規程は、平成21年 4月 1日から施行する。

この規程は、平成21年 8月17日から施行する。

この規程は、平成21年10月19日から施行する。

この規程は、平成22年 1月10日から施行する。

この規程は、平成22年 6月 1日から施行する。

この規程は、平成22年 9月 1日から施行する。

この規程は、平成22年11月 1日から施行する。

この規程は、平成23年 2月 1日から施行する。

この規程は、平成23年 4月 1日から施行する。

この規程は、平成23年 5月21日から施行する。

この規程は、平成23年11月 30日から施行する。

この規程は、平成24年 6月15日から施行する。

この規程は、平成24年 9月 1日から施行する。

この規程は、平成24年 11月 1日から施行する。

この規程は、平成25年 1月11日から施行する。

この規程は、平成26年 2月 1日から施行する。

この規程は、平成26年 4月11日から施行する。

この規程は、平成27年 6月 1日から施行する。

この規程は、平成27年 6月20日から施行する。

この規程は、平成27年 6月20日から施行する。

この規程は、平成28年 4月11日から施行する。

この規程は、平成28年 4月28日から施行する。

この規程は、平成28年 7月11日から施行する。

この規程は、平成28年 8月 1日から施行する。

この規程は、平成28年 9月 1日から施行する。

この規程は、平成29年 2月11日から施行する。

この規程は、平成29年 4月 1日から施行する。

この規程は、平成31年 4月 1日から施行する。

この規程は、令和 2年11月11日から施行する。

この規程は、令和 2年12月 1日から施行する。

この規程は、令和 2年12月11日から施行する。

この規程は、令和 3年 4月 1日から施行する。

この規程は、令和 3年 11月 1日から施行する。

この規程は、令和 5年 4月 1日から施行する。

この規程は、令和 6年 4月 1日から施行する。